

## 令和7年度第6回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年10月22日(水) 10時00分開会 10時57分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

### 3 出席者

(1) 常設審議委員 18名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第6回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿記載の委員23名中18名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、山協会長に挨拶をお願いします。</p>
2 開会挨拶 山協会長	<p>皆さんおはようございます。1カ月とんだだけですが、久しぶりに皆さんの顔を拝見してうれしく感じています。また、昨日は女性初の第104代総理大臣が誕生しましたが、石破前総理には、11月の全国代表者集会後の懇談会で大変お疲れ様と申し上げたいと思います。また、赤澤大臣については、引き続き経済産業大臣として活躍いただきたいと思います。これからの農政についても、山形県選出の方が農林水産大臣に就任されましたので、良い方向に進むのではないかと期待しているところです。</p> <p>令和の米騒動もだいぶ落ち着いてきましたが、一昨日中部のスーパーを確認したところ、新米のコシヒカリが4,900円/5kgくらいでした。農事組合法人をはじめ様々な業者の方のコメが店頭に並んでいますので、もう少し安くなればと思っていますが、当分はこの程度で推移するのではないかと考えているところです。</p> <p>今年は、これまでの暑さはどこへ行ったのかと思うくらい9～10月にかけて本当に長雨が続き、連続した稲刈りが出来ていません。私も、日～水まで稲刈りが出来ておらず、あと6haばかり残っているのですが、何とか月末までに終わらせたいと思っています。周りの大規模農家の方に聞いてみると、白濁した米が多く1等米比率が若干下がり気味であり、どうしたら早く刈り取りが終わるのかと気をもんでいる。ただ、等級が下がっても金額がかなり高くなっているため、最低でも16,000円/30kで販売されています。買い取り業者の中では、自分のところに米を集めたいので単価が上がっているようですが、早く価格が落ち着いてほしいと思っています。</p>

事務局	<p>本日は、たくさんの案件はありませんが、鳥取市の ██████████ 転用が出ているので、皆さんにご審議をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山脇会長に議長として進行いただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>まずはじめに、議事録署名人の指名ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは、私の方で議事録署名委員の指名をさせていただきます。山本委員(岩美町農業委員会会長)、江原委員(大山町農業委員会会長)をお願いいたします。</p>
<p>4 報告事項</p> <p>議長</p> <p>経営支援課</p> <p>議長</p>	<p>それでは、日程に基づきまして報告事項でございます。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>ただいま報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議事</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>無いようですので、議事に入らせていただきます。議案第一号。今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況を説明してください。</p> <p>それでは、令和7年10月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)</p> <p>今月は4条案件はございません。</p> <p>5条案件で、1件、鳥取市農業委員会の ██████████ についての意見聴取案件がございます。</p> <p>これから説明を行っていただきますが、現地調査を実施してい</p>

鳥取市農業委員  
会事務局

ただいておりますので、農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。

それでは、鳥取市農業委員会さんよろしく願いいたします。

鳥取市農業委員会の [ ] と申します。鳥取市の 30 a を超える転用案件について、 [ ]

[ ] 詳細につきましては、担当から説明させていただきますのでご審議をよろしく願いいたします。

鳥取市農業委員会事務局の [ ] と申します。着座にて説明をさせていただきます。農地法第 5 条の許可申請、 [ ]

[ ] における農地転用計画の概要について説明させていただきます。資料の 2 ページの「30 a を超える事案説明資料」をご覧ください。

1 番の「土地の所在等」でございますが、 [ ]

[ ] で、登記地目はすべて田となっております。

[ ] になります。資料の 4 ページの「位置図」をご覧ください。赤く囲っている申請地は、 [ ]

[ ] を挟んで南側にあり、 [ ] から北に直線で約 1.2 km の場所に位置して

います。資料の 2 ページにお戻りください。

次に 2 番の「現在の営農状況」につきましては、申請地は、明治 37 年に耕地整理がされている農地で、1 筆を除いて自作地で、昨年までは、水稻栽培が行われておりました。今年は一部の農地だけとなっています。利用権が設定されている 1 筆につきましては、今年の耕作が終わるまでが期限で、現在は、期間満了となっております。なお、利用権設定して耕作されていた方につきましては、南側の集団農地の一面を事前に購入されております。

3 番の「転用事業者」についてですが、事業者は、 [ ]

4 番の「転用目的」といたしましては、農地法施行規則第 47 条第 1 項第 5 号ナに該当し、 [ ]

[ ] に供されることが確実と認められるときに該当するため、  
のみの目的であります。必要性につきましては、 [ ]

5 番の「立地基準」につきましては、資料 5 ページの「中間図」をご覧ください。(1) 申請地の農地区分ですが、「第 2 種農地」となります。区分決定の根拠といたしましては、「駅・役場等から 50 m 以内」です。申請地は青色の点線で示していますとおり [ ]

[ ] の農地となっております。(2) 許可根拠規定は、「公益性の高い事業」となります。(3) 営農条件ですが、申請地は集団農地の端に位置し、北側は、 [ ]

含む住宅が連たんする地域。東側は■■■■、西側は住宅団地、南側は市道を挟んで農振農用地の農地となっております。(4)代替地等ですが、■■■■に関する関係者会議等での議論の結果、■■■■が確保できる場所を選定し、その中から住宅に隣接し、周辺農地の営農状況にも支障がないことから、■■■■として申請地を適地と判断されており、代替地はありません。

資料の2ページに戻っていただきまして、6番の「一般基準」になります。(1)他法令の許認可ですが、農振除外につきましては、農用地区域からは除外済です。地域計画につきましては、策定前から■■■■と決定されていたため、目標地図から除外していただきましたので、変更は生じません。都市計画法につきましては、開発行為申請中です。盛土規制法につきましては、開発行為の対象であるため、規制対象外であることを鳥取市都市企画課に確認済みです。文化財保護法につきましては、埋蔵文化財包蔵地でないことを鳥取市教育委員会文化財課で確認済みです。関連となる公共工事として施工する市道の拡幅工事につきましては、関係課及び地権者とは事前協議済みを含め、気高町総合支所産業建設課に確認しております。(2)規模の妥当性ですが、資料の6ページの「土地利用計画図」をご覧ください。転用面積■■■■と原野を含めた敷地面積■■■■に対して、■■■■

■■■■となっており、規模は妥当であります。(3)営農及び造成・被害防除計画等の措置についてですが、申請地は、表土を鋤取り後に、1.08mから1.52mの盛土造成を行います。西側と南側の■■■■あたりまでは市道に摺合せ、東側と北側は、新設及び改修する排水路に対して、北側の一部が擁壁となりますが、残りはコンクリート張りの土羽で施工します。資料の7ページ「経路図」をご覧ください。造成に使用する土は、公共残土を予定しております。青矢印で示しているのが、残土の搬入路となる市道になります。農作業や地元の方の通行に支障がないように、1.2km区間に3箇所程度の待避所を設置する予定となっております。資料6ページにお戻りください。東側の■■■■、北側の■■■■からの出入口は、安全面の配慮から設置いたしません。関連工事といたしまして、赤く示していますが、幅員9m以上の開発行為の技術指導基準により、幅員9m以上の道路が必要となることから、■■■■としての安全を確保する観点から歩道ありの道路とさせていただきます。そのため、幅員を6mから11.5mに、また、南側の市道■■■■となることから、安全の確保が必要ということで、幅員を4mから8mに拡幅工事を行います。污水につきましては、南側の市道に埋設してある公共下水道へ接続します。資料8ページ用の排水路系統図を御覧ください。雨水につきましては、黄色で示しているように敷地内に排水路を新規に設置して、北側の■■■■へ排水します。申請地から放流先までには農地はありません。敷地の南東部分の青色で示しています既存の排水路につきましては、改修をいたしますが、そちらを使って雨水を流す予定はありませんので、南側の集団農地への支障はありません。排水流量につきましては、開発行為許可の事前協議において、流量計算書で問題が無いことが確認されております。資料の2ページに戻って

ださい。(4)資金調達計画についてですが、

7番の「農業公共投資」につきましては、該当しておりません。

8番の「土地改良区以外のその他の関係権利者」につきましても該当ありませんが、地権者や関係者及び地元住民に対しての地元説明会を開催しております。

9番の「農業委員会の意見及び審議の概要」につきましては、去る10月9日に開催された第7回鳥取市農業委員会総会において、許可は適当と判断しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長

はい。説明が終わりました。それでは、ここで現地調査の報告を行っていただきます。現地調査の報告は、八頭町農業委員会の安部委員にお願いいたします。

安部委員

八頭町の安部でございます。農地法第5条の規定に基づく現地調査について、10月14日に鳥取市役所気高町総合支所で実施させていただきました。出席者は鳥取市農業委員会からは濱田会長、他3名、気高町総合支所産業建設課からに出席いただきました。また、県からは経営支援課の、農業会議からは、それと、申請者2名を含め計11名と常設審議委員会の方に転用計画事案説明書に基づきまして関係各位から説明をいただきましたが、問題なく妥当性のあるものと確認しておりますから岩美町農業委員会の山本会長と私でさせていただきました。現地調査では、周辺農地及び水路に対して影響がないことを確認し、総合支所での資料に基づく説明、現地での説明を含め問題ないということで妥当な転用であることを確認しましたので、ここでご報告をさせていただきます。ただ、私の私見として、この地域が明治に基盤整備がされているということで、非常に区画が狭い、そして、見させてもらおうとセイタカアワダチソウが咲いている耕作されていない農地が点在されている。また、中に入る道が非常に狭いというような状況でありまして、これから道路を拡幅することになれば、それらに合わせて。また、することになれば、で圃場の状況を見る中で、休耕田がますます増えていくのではないかと見受けられます。私としては、将来の農業を担うべき子供たちが見る場所なので、この地域を担い手が耕作できるように整備する方向に取り組んでいただきたいと思いますと感じたところです。地元の課長の話では、土地の所有者が県外で複雑だとか表土が少ないといったことがあるようですが、高低差もないようですので、整備をしていただけたらと私見として付け加えさせていただきました。以上です。

議長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今、現地調査の報告が終わりました。委員の皆様から質問・意見がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。はい。石委員

石委員	事業計画に異を唱えるものではありませんが、これまで、 が示されていたように思います。資金調達計画の中で、 ですので、 細かな内容をお知らせ願いたい。また、土地の地盤をどのように措置されるのかを伺っておきたいと思います。
議長	造成図にどのような造成をするのか何も示していないとのことですので、例えば、L型擁壁を設置するのか、土砂を何 m 入れるのかといったことを説明してください。
鳥取市農業委員会事務局	先ほど、口頭で説明させていただきましたが、まず、表土を剥ぎ取ります。その後、公共残土によって で考えています。
議長	ただ盛るだけで、土留めはないのですか。
鳥取市農業委員会事務局	市道とは摺り付け。一部の土留は土羽とする計画です。
石委員	表土の剥ぎ取りはどの程度を考えていますか。
鳥取市農業委員会事務局	調査したところ、表土は 15 cm くらいしかないので、その 15 cm をはぎ取ります。
石委員	下層となる土砂の土質はどのような状態ですか。
鳥取市農業委員会事務局	そこまでは、コンサルトの確認ができておりません。
議長	公共残土を全部持ってくるということですね。
鳥取市農業委員会事務局	公共残土を受け入れる場所がないので、ここで受け入れるということを聞いております。
石委員	下層路盤の地質を確認して施工していただければ結構だと思います。
議長	確か、沈下することがあるので、持ってきた公共残土を 1 年

	<p>くらい寝かせて、落ち着くまで工事はしないとのことでした。 その他ありませんか。西尾委員。</p>
西尾委員	<p>現地調査を見られた安部会長の御意見は、転用許可とは関係はありませんが、妥当なご指摘だと思います。鳥取市が、今後この土地をどのようにしようとしているのかお聞きしておくべきかと思えます。</p>
議 長	<p>それではどうぞ。</p>
鳥取市農業委員会事務局	<p>今現在、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</span>もあるもので、今現在、地域計画の見直しを農政企画課で行っている中で、地元の方といろいろな協議をさせていただいており、目標地図の修正の中で、担い手が入るような話も進んでいますが、最終的な段階とはなっていません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
西尾委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等が無いようです。 お諮りいたします。ただ今の鳥取市の案件について、附帯すべき意見はありませんでしたので、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
議 長	<p>次に、所有者不明農地の関係で、農地法第 39 条の規定に基づく意見聴取案件が 2 件ありますので、説明してください。</p>
経営支援課	<p>資料 3 - 1, 3 - 2 に基づき内容を説明</p>

議長

説明が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見を願います。角委員

角委員

資料 3-2 の件ですが、XXXXXXXXXX の範囲でありまして、5 年以上賦課金を滞納しておられます。これからは担い手が改良区賦課金を支払うということで良いのか。この件については、米子市農業委員会も農業委員も全く知らない案件なのだが。なぜ、農業委員会には報告がないのか。また、土地改良区賦課金の滞納分はどうなるのか。

議長

経営支援課回答してください。

経営支援課

手続き的に農業委員会が関与していないことは考えられない。農業委員会から機構に書類が出され、機構から県に裁定申請が出されているのだと思っています。

角委員

農業委員会ではあったかもわからないが、農業委員としては承知していないということです。

経営支援課

農業委員会から機構に書類が出され、機構から県に裁定申請が出されているものだと思います。

角委員

お聞きしてわかりましたが、農業委員会事務局が農業委員に対して説明がしていなかったということが悪いので、帰って事務局を叱っておきます。2 点目についてはいかがですか。

経営支援課

土地改良区賦課金を賃借料から控除しているので、当然、耕作者が負担すると思っています。

議長

よろしいですか。

角委員

滞納分はどうなるのか。平成 30 年に死亡されてから滞納となっている。土地改良区に泣けと言われれば理事会に諮って処理するしかないが。

経営支援課

今回の内容は、新規に貸付を行うものに対してなので、過去分についてはお答え出来ない。

<p>議 長</p>	<p>大体わかりました。私も、改良区の理事長をしているもので、このような内容はよく出てきます。ただ、この件は農業委員会には全く関係ないものであり、改良区の判断によるものです。 先ほどの件について、会長が全く知らないということはないと思うので、事務局としっかり話をしておいてください。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他ご意見等はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。ただ今の所有者不明農地の裁定について、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
<p>6 情報提供 議 長</p>	<p>次に情報提供ですが、令和8年度農業委員会関係予算概算要求及び令和7年度全国農業委員会会長代表者集会について事務局説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>情報提供について説明が終わりました。この件について、皆様方の方で聞いてみたい件はありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議 長</p>	<p>それでは、情報提供については終わりました、7番のその他ですが、事務局説明をしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>(次回開催日程について説明)</p>
<p>8 閉 会</p>	

議 長	その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。  (その他の意見等なし)
議 長	ないようですので、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。 (午前 10 時 57 分)